

## 宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営事業者公募実施要領

### 1 公募目的

宮崎県(以下「県」という。)では、公益財団法人宮崎県立芸術劇場が指定管理者として管理運営を行う宮崎県立芸術劇場(以下「劇場」という。)の1階に、劇場利用者の利便性向上を目的として、カフェを設置することとしている。

今般、県が定める条件の下、安定した経営及び質の高いサービスの提供が可能な事業者を、公募型プロポーザルにより募集するものである。

### 2 事業内容

別添「宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営に関する仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### 3 プロポーザル参加資格

法人又は個人であって、飲食業の経営経験年数が少なくとも2年程度あり、かつ、営業開始までに飲食店営業許可を取得できる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施していない者又は特別徴収を開始することを誓約していない者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) 社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)に未加入又はこれに係る保険料を滞納している者
- (8) 過去3年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の法律に基づく行政処分を官公署から受けた者

#### 4 担当所属・書類提出先

担 当 宮崎県 総合政策部 みやざき文化振興課 文化企画担当 山口、深谷  
住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁1号館4階）  
電 話 0985-26-7117  
F A X 0985-32-0111  
E-mail miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

#### 5 選定スケジュール

内容	日時
公募実施要領の配布	令和6年11月11日（月）
提案者募集期間	令和6年11月11日（月）～令和6年12月13日（金）
質問受付期間	令和6年11月11日（月）～令和6年11月20日（水）
質問回答期日	令和6年11月25日（月）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和6年12月13日（金）
参加資格審査結果の通知	令和6年12月17日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年12月下旬
最優秀事業者等の特定	令和7年1月10日（金）
基本協定締結	令和7年1月下旬～
定期建物賃貸借契約締結	令和7年2月（見込み）
カフェ店舗オープン	令和7年4月（見込み）

#### 6 質問及び回答

仕様に関する質問については、質問書（別記様式第1号）を次の方法により提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和6年11月25日（月）午後5時までに県のホームページに掲載して行う。ただし、質問に回答することによって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、この公募実施要領又は仕様書の追加又は修正とみなす。

##### (1) 提出期限

令和6年11月20日（水）午後5時

※ 質問の内容を確認するため県から問い合わせることがある。

##### (2) 提出方法

上記4に記載したアドレス宛に電子メールにより提出すること。

## 7 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次の提出書類を下記（４）の方法により提出すること。

### （１）提出書類

書類名	内容	提出部数								
①参加表明書	【別記様式第２号】 ※A4規格・縦とする。	１部								
②企業概要	【別記様式第３号】 ※A4規格・縦とする。 ・企業の概要が分かるもの（パンフレット等）があれば添付すること。	※パンフレット等のみ １０部								
③定款	※法人のみ									
④商業登記簿謄本	※個人の場合は住民票									
⑤決算書類 （最近２か年分）	・貸借対照表、損益計算書等									
⑥免許証等	・提案する企画の実施に必要な免許証等の写し （既存店舗において取得した飲食営業許可等）									
⑦企画提案書	【別記様式第４号】 ・図、絵、写真等の使用は可とする。 ・企画提案書には、参加者を特定できる名称、色彩等（以下「名称等」という。）を表示してはならない。 ・詳細は別表「企画提案項目一覧表」を参照すること。 <table border="1" data-bbox="555 1496 1018 1697"> <tr> <td>提案項目 1</td> <td>事業内容</td> </tr> <tr> <td>提案項目 2</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>提案項目 3</td> <td>商品・サービス等</td> </tr> <tr> <td>提案項目 4</td> <td>その他</td> </tr> </table>	提案項目 1	事業内容	提案項目 2	事業実施	提案項目 3	商品・サービス等	提案項目 4	その他	
提案項目 1	事業内容									
提案項目 2	事業実施									
提案項目 3	商品・サービス等									
提案項目 4	その他									

書類名	内容	提出部数
⑧貸付料提示書	<p>【別記様式第 5 号】</p> <p>・貸付料は公有財産取扱規則（昭和 39 年宮崎県規則第 20 号）に基づき算定した金額である年額 1,830,705 円（消費税及び地方消費税を除く。）以上を提示すること。</p>	
⑨カフェ区画の整備・運営に係る提案書	<p>【別記様式第 6 号】</p> <p>・貸付面積は、仕様書に記載するカフェ営業場所（273.63 m<sup>2</sup>）とする。</p> <p>なお、客席部分については、県による整備や管理運営（整備内容等は県が決定）を希望する提案も可能とする。</p> <p>ただし、この場合、日常的な清掃や廃棄物の処理は参加者が行うものとする。</p> <p>・別表 2「宮崎県立芸術劇場 1 階 カフェ区画 平面図」を参考に、カフェの厨房・客席配置イメージを添付すること。</p>	

※公的機関の証明書は、「写し」の提出でも可能とするが、証明年月日が申請前 3 か月以内のものに限る。

(2) 提出場所

上記 4 に記載する場所

(3) 提出方法

持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(4) 提出期限

令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時（必着）

(5) その他

ア 参加者が提出した上記（1）の提出書類（以下「参加表明書類」という。）の作成に係る費用は、参加者の負担とする。

イ 県は、参加表明書類について、参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 参加表明書類では内容を確認できない場合は、追加で書類の提出を依頼することがある。

エ 提出期限後における参加表明書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 参加表明書類は返却しない。

カ 参加表明書類は、原則として公表しない。

## 8 参加資格審査・通知

### (1) 参加資格審査結果の通知

参加表明書類について資格審査を実施し、その結果を令和6年12月17日(火)までに電子メールにより通知する。

### (2) 参加資格の喪失

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 上記3の資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書類に虚偽の記載をしていたとき。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加表明書類の提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

### (1) 日時

令和6年12月下旬(※詳細な日時は参加者と別途調整を行う。)

### (2) 場所

宮崎県庁舎内会議室(※詳細は別途通知する。)

### (3) 時間構成

1社約40分以内を予定(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内)

### (4) 留意事項

ア パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り、その使用を認める。その際、プロジェクター及びスクリーンは県で用意するが、パソコン、ケーブルその他必要な機器は参加者で用意すること。なお、画像の投影を行う場合は、事前にその旨を連絡すること。

イ 画像の投影を行う場合は、参加者を特定できる名称等を表示してはならないこと。

ウ 参加者数の上限は3名とすること(パソコン操作員を含む。)

## 10 企画提案審査及び審査結果の通知

### (1) 審査に当たって、庁内に設置する「宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営事業者公募型プロポーザル選定委員会」において、参加者の中から評価の合計点が最上位である者を一者特定し、最優秀事業者とする。

なお、最上位である者が二者以上ある時は、当該選定委員会にて協議の上、一者を特定するものとする。ただし、最優秀事業者の合計点が一定の評価(合計得点の6割程度)に達しない場合は、適切な事業者なしと判断し、再公募を行うものとする。

また、参加者が一者の場合、参加者の合計点が一定の評価に達したときは、契約の相手方として選定する。

- (2) 審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知するとともに、県のホームページにおいて公表する。
- (3) 企画提案における提案項目、内容及び配点は、別表1「企画提案項目一覧表」のとおりとする。

## 11 定期建物賃貸借契約の手続き

### (1) 基本協定の締結

県は、カフェ区画に係る定期建物賃貸借契約（以下「契約」という。）の締結に先立ち、最優秀事業者との間で、本件カフェの設置及び運営業務に関する基本協定を締結するものとする。

ただし、最優秀事業者が契約の締結を拒否した場合、業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合又は著しく社会的信用を損なう行為等により業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合は、上記10における企画提案審査において一定の評価を得た次順位の事業者を最優秀事業者とみなして、その者と基本協定を締結する。

### (2) 契約の締結

県は最優秀事業者と業務内容について協議し、必要に応じて、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約を締結するものとする。

### (3) フランチャイズ契約書等の提出

フランチャイズ契約等に基づき、フランチャイジーに運営を任せようとする場合は、当該契約書又は締結予定の契約書等の写し1部をカフェ店舗オープンの1か月前までに提出しなければならない。

## 12 その他留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (4) 参加表明書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、県が本プロポーザルに関する報告、公表等をするために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加表明書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本案件に関する公文書開示請求があった場合は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づき、参加表明書類を開示することがある。
- (6) 参加者は、提案者募集開始から基本協定締結までの期間中、県に対してカフェ店舗設置及び関連業務に関する営業活動を行ってはならない。

(別表1) 企画提案項目一覧表

提案項目	内容	配点
1 事業内容	(1) 運営方法 ① 店舗を運営する上での基本方針 ② 運営方法(直営、フランチャイズの別)及びフランチャイズの場合は支援体制 ③ 営業日数や営業時間 (2) 収支計画 ① 1年の収支計画(年間売上高、年間客数、客単価、原価、人件費、店舗設置に要する初期設備投資額等)	25点
2 事業実施	(1) 安全管理・食品衛生 ① 防犯、防災等運営上の安全管理 ② 食品衛生及び品質管理の体制並びに事故防止策 (2) 従業員の配置体制、利用者からのクレーム等への対応 ① 従業員の配置体制(指揮命令系統がわかるもの) ② 従業員の勤務体制及び労働条件 ③ 利用者からのクレーム、要望等への対応	25点
3 商品・サービス等	(1) 商品・サービス ① 販売を予定している主な商品及び価格 (2) 環境配慮 ① 廃棄物の回収・処理方法 ② 清掃計画	15点
4 その他	(1) 店内整備 ① 店内レイアウト等 ※店内レイアウト(主な設備、機器類等の設置箇所・名称を記載) (2) アピールポイント等 ① 劇場利用者の利便性向上のための提案 ※劇場利用者に割引メニューを提供する等	15点
5 貸付料及び貸付面積	(1) 貸付料 年額1,830,705円(消費税及び地方消費税を除く。)以上の金額を提示すること。 (2) 貸付面積 273.63㎡とする。客席部分については、県による整備や管理運営を希望する提案も可能とする。	20点
合計		100点

